

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

## 1 告示の趣旨

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 87 条第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 24 年度から平成 26 年度までの第 3 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めているところ。

今般、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)の施行や直近の障害者施策の動向等を踏まえ、都道府県及び市町村が平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期障害福祉計画を作成するに当たって都道府県及び市町村が即すべき事項を定めるものである。

## 2 主な改正内容

### (1) 障害者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ)を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備の方向性等を定める。

### (2) 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。

### (3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき、都道府県

及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

(4) 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。

なお、第 4 期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成 26 年度末において、第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標（※）を設定する。

なお、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

(※)

- ・平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上
- ・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上
- ・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標（※）を設定する。

（※）

- ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- ・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

（5） 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む。